

平成23年第1回柳津町議会定例会会議録

第10日 平成23年3月17日（木曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 横田善郎	5番 鈴木吉信	8番 伊藤毅
2番 菊地正	6番 小林功	9番 磯部静雄
3番 羽賀弘	7番 荒明正一	10番 田崎為浩

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長 井関庄一	地域振興課長 佐藤静穂
副町長 田崎幸一	保育所長 岩佐節子
総務課長 新井田健一	教育長 新井田明義
出納室長 齋藤勇雄	教育課長 伊藤光正
町民課長 矢部良一	公民館長 長谷川富雄

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 新井田健一 主査 鈴木貴雄

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1	報告第1号	予算特別委員会付託案件審査結果報告
日程第2	報告第1号	産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告
日程第3	議案第6号	柳津町条例の横組みに伴う用語等の統一に関する措置条例の 制定について
日程第4	議案第7号	柳津町雇用対策基金条例の制定について
日程第5	議案第8号	柳津町頑張れ子育て応援金の支給等に関する条例の制定につ いて
日程第6	議案第9号	柳津町集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例について

- 日程第 7 議案第 10 号 柳津町結婚祝金の支給等に関する条例の改正について
- 日程第 8 議案第 11 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 9 議案第 12 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい  
て
- 日程第 10 議案第 13 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条  
例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 14 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 15 号 柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 16 号 柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 17 号 柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 18 号 柳津町社会教育指導員設置条例の一部を改正する条例につい  
て
- 日程第 16 議案第 19 号 柳津町振興計画の策定について
- 日程第 17 議案第 20 号 柳津町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 18 議案第 21 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 19 議案第 41 号 分収造林契約の変更について
- 日程第 20 議案第 42 号 財産に関する議定書に基づく附属文書の確認事項の変更につ  
いて
- 日程第 21 議案第 43 号 指定管理者の指定について
- 日程第 22 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 23 議員提出議案第 1 号 保育制度改革に関する意見書の提出について
- 日程第 24 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 1 議案第 44 号 平成 22 年度柳津町一般会計補正予算

◎開議の宣告

○議長

これより本日の会議を開きます。（午前 11 時 15 分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第 1、報告第 1 号「予算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、小林 功君。

○予算特別委員会委員長（登壇）

報告第 1 号

予算特別委員会付託案件審査結果報告

平成23年第 1 回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、3 月 15 日、16 日の 2 日間、執行部より主管課課長等・班長の出席を求め、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告をします。

議案第 30 号、平成 23 年度柳津町一般会計予算、

議案第 31 号、平成 23 年度柳津町土地取得事業特別会計予算、

議案第 32 号、平成 23 年度柳津町国民健康保険特別会計予算、

議案第 33 号、平成 23 年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第 34 号、平成 23 年度柳津町介護保険特別会計予算、

議案第 35 号、平成 23 年度柳津町簡易水道事業特別会計予算、

議案第 36 号、平成 23 年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算、

議案第 37 号、平成 23 年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算、

議案第 38 号、平成 23 年度柳津町下水道事業特別会計予算、

議案第 39 号、平成 23 年度柳津町簡易排水事業特別会計予算、

議案第 40 号、平成 23 年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり可決すべきものと決定しました。

なお、意見として別紙のとおり報告いたします。

平成23年3月17日

柳津町議会予算特別委員会

委員長 小林 功

柳津町議会議長 田崎 為浩 殿

○議長

お諮りいたします。

ただいま予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第30号「平成23年度柳津町一般会計予算」、議案第31号「平成23年度柳津町土地取得事業特別会計予算」、議案第32号「平成23年度柳津町国民健康保険特別会計予算」、議案第33号「平成23年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第34号「平成23年度柳津町介護保険特別会計予算」、議案第35号「平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計予算」、議案第36号「平成23年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算」、議案第37号「平成23年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算」、議案第38号「平成23年度柳津町下水道事業特別会計予算」、議案第39号「平成23年度柳津町簡易排水事業特別会計予算」、議案第40号「平成23年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算」については、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第2、報告第1号「産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、荒明正一君。

○産業厚生常任委員会委員長（登壇）

産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告。

平成23年第1回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された陳情第2号については、平成23年3月15日関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

1. 陳情第2号 「保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上、報告いたします

平成23年3月17日

柳津町議会産業厚生常任委員会

委員長 荒 明 正 一

柳津町議会議長 田 崎 為 浩 殿

以上であります。

○議長

お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、日程第3、議案第6号「柳津町条例の横組みに伴う用語等の統一に関する措置条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第6号「柳津町条例の横組みに伴う用語等の統一に関する措置条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、現在縦組み方式の町条例について、横組み方式に変更するために本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたし

ます。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では私から、柳津町条例の横組みに伴う用語の統一に関する措置条例について、補足してご説明いたします。

この条例は、この条例の施行の際、現に存する柳津町条例の用語、用字、送り仮名等の統一を図ることを目的として設置するものであります。

2条ですが、現在の条例はすべて左書きに改めるということでありまして、5号で、次の表の上欄に掲げる字句はそれぞれ下欄掲げる字句ということに改めます。

それで、第3条は用語の統一の基準ということで、別表の上欄に掲げる字句はそれぞれ当該下欄に掲げる字句ということに改められます。

次のページにいきまして、見出しの整備なんですけど、条例中見出しが付されていない条がありますが、これについては見出しをつける。

5条については、法令及び例規の引用ということで、別表等の統一ということで、敬称の「殿」とあるのは「様」に統一するという内容でございます。

この条例は平成23年4月1日から施行するというので、別表については上欄の字句を下欄のように改めるということが以下同様でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第6号「柳津町条例の横組みに伴う用語等の統一に関する措置条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第4、議案第7号「柳津町雇用対策基金条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第7号「柳津町雇用対策基金条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、今後の雇用対策の事業資金として基金積み立てを行うために、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

柳津町雇用対策基金条例について、補足してご説明を申し上げます。

設置の目的であります。雇用及び就業の機会の創出を図るために実施する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき柳津町雇用対策基金を設けるものであります。

この資金としましては、過疎債ソフト分で基金を積み立てるとような内容でございます。基金の額は毎会計年度の一般会計の最終予算で定める額ということで、毎年1,000万ということで予定をしております。

以下、管理、繰替運用、運用益の処理については今までの基金と同様でございます。

この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号「柳津町雇用対策基金条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第5、議案第8号「柳津町頑張れ子育て応援金の支給等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第8号「柳津町頑張れ子育て応援金の支給等に関する条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、現在の出産祝い金に関する条例について内容をさらに充実させて子育て家庭を支援するため、新たに本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

柳津町頑張れ子育て応援金の支給等に関する条例の、補足して説明いたします。

第1条の目的であります。次代を担う子供の誕生を祝うとともに、子供の健やかな成長を願い、子育てを応援するための頑張れ子育て応援金ということで支給していきたいと思っております。これらについては、子育て家庭の経済的負担を軽減していきたいということでの考え方



を持っております。

事業といたしましては、出産したとき7万円、小学校に入学したとき3万、中学校に入学したとき5万ということで、1人につき商品券をもって支給していきたいと考えております。

支給の要件等については、生まれた場合については、父母関係との新生児に引き続き1年以上町に住んでいただくということと、2番目に、小中学校の入学時の中での対象となる子供に対して支給していきたいと思っています。

申請については、祝い金を受給する者に対して町長に申請するものであります。

決定については、祝い金の支給申請のあったものについて内容を精査しながら進めていきたいと考えております。

6条の支給の時期であります。これらについては申請があったときから2カ月以内で進めていきたいと考えております。

次ページの12ページをお開き願いたいと思います。

これらの内容の部分であります。附則で、平成23年の4月1日から施行していきたいと考えております。

2番目の、平成23年度4月1日以降から出産の内容等では適用していきたいと考えております。

3番目、柳津町の出産祝い金の給付に関する条例は廃止するということをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

1番、横田善郎君。

○1番

それでは、2点についてお伺いします。

一つは、小学校入学前から3月まで生まれた人については3万余計に支給されるわけなんです。これはもらった人に対しての、小学校入学するときには支給しないとか、そういったことは考えられなかったのでしょうか。

もう1点については、給食費とか保育料とか滞納している人まで、上に上がる時にまでは、そういうことについては考慮しないで、無条件にこれを支給するのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

ただいま議員から出ている内容については、特例等も庁内でいろいろ検討しましたが、これらについては、今回の条例の中では、こういうふうな子育て応援金としての支給で進めていきたいという考え方を持っております。

滞納の内容等についてであります。これらについては第7条の部分に出しております。これらについて、祝い金の支給を受けた者が次の各号に該当する事象に対しては一部の返還をやるというようなことで、他の不正な行為により祝い金の支給を受けた者、また条例関係の中で、これに関する内容で滞納等の部分がある者については、申請の段階でもよく精査をしながら進めていきたいと考えております。

○議長

1番、横田善郎君。

○1番

一つは、3万円については、今まで入学前から3月までに生まれた人に対しては3万円余計にもらおうと思うんです。だから、そういう運用の段階で、この点について考慮をしないで、これはやはり子育て支援だから、3万円余計になるけれどもこれはもう支給しますというのであれば、それはそれでいいんですが、そういったことの考慮をしたのかしなかったのかというだけの質問なので。

そしてもう一つは、今私が聞きたかったのは、ここに滞在1年とか何かの条件ではなくて、保育所のあるときに保育料を滞納している人が入学するときにまで町に滞納分があったとしても、あるいは小学校時代に給食とか何か滞納していて中学校に上がるときに、そういったことを全く無条件で、そういうことを考慮しないで入学祝い金を支給するのかということを知りたかったのですが、その点について、申しわけないですけれども、もう一度明確な答弁をお願いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

これらについては、条例関係の第5条の決定関係で出しておりますが、祝い金の支給申請があったとき、その内容等についてはよく審査をしながら支給の可否の決定をしていきたいという中身において、滞納関係等があれば、それらについての決定を除外するというようなことも考えているところであります。

○議長

1番、横田善郎君。

○1番

そうしますと、滞納や何かあるときは、5条を適用して減額もあり得るというふうにとらえていいわけですか。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

これらについては、滞納している場合等については、この決定の中で審査を十分しながら、滞納している場合については支払わないというような考え方を持っております。（「了解しました」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第8号「柳津町頑張り子育て応援金の支給等に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第6、議案第9号「柳津町集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第9号であります。「柳津町集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、高森地区集会所の整備に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては公民館長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

公民館長。

○公民館長（登壇）

それでは、柳津町集会施設の一部改正についてご説明いたします。

柳津町集会施設につきましては、平成5年以降に建てられた建物が適用になっておりまして、現在16の建物がございます。今回追加いたしますのは高森地区集会所、住所が柳津町大字四ツ谷字上居平地内、木造平屋建て1棟、76.59平米でございます。

よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

1番、横田善郎君。

○1番

先ほどの追加議案の中で明許繰越があった……、高森集会所建設事業1,459万5,000円が明許繰越、このあと追加議案で出されると思いますが、これが明許繰越かかっているながら4月1日に施行ということは大丈夫なんでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

竣工そのものは4月にちょっとずれ込む。今物販の運送でちょっとおくれる可能性があるということで明許繰越をかけております。それで、条例は条例として施行されまして、それがさかのぼってではなくて、後からそれができた段階で供用を開始するというので、条例としては一応引き渡し完了かということもあるんですが、できた部分、その後に供用を開始するという考えで、条例は条例として今回設定したいということでございます。（「いいです」の声あり）

○議長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第9号「柳津町集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第7、議案第10号「柳津町結婚祝金の支給等に関する条例の改正について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第10号「柳津町結婚祝金の支給等に関する条例の改正について」提案理由の説明をいたします。

本案は、支給要件等の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

ます。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

柳津町結婚祝金の支給に関する条例の内容で、補足して説明を申し上げます。

これらについては、今ほど町長から話ありましたように、支給関係の要件等を変えていきたいということで、内容的には第1条、第2条、第2条については、今まで現金で支給をしていたところ、これらについても、先ほど説明した子育て頑張りと同じように商品券で進めていきたい。支給要件等についても、これらについては夫また妻の婚姻届においての、引き続き1年以上本町にということ、また夫・妻の双方の住所が本町に有することという内容で、支給要件等を変えた内容であります。

これらについては、次のページの補足にあります、23年の4月1日から施行していきたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

1番、横田善郎君。

○1番

これは前の結婚祝金の支給等に関する条例と基本的にどこが違うんでしょうか。簡単で結構ですので説明願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

これらの内容等については、今までは定住を主体とした中での内容でありまして、住所は柳津町に置いておいても、他町村に住んでいるというようなことがあれば、これらについては支給をしないということでの内容で、今回の内容については、やはり結婚の部分で、これから子育てしていきたい、環境も整備していくわけでありまして、そういう中では、どちらか双方が引き続き1年以上本町に住んでいる、なおかつそういうふうなことでの部分をも

って進めていきたいということで、今までですと、他町村に住所を持って、住所だけこっちにあっても住んでいる場所の内容で定住的なもので、調査をするとそちらに住んでいるということが判明した分については出せなかったということでの内容であります。本年度についても、この前の審査の中でもお話ししましたように、3件だけ結婚祝金を出しているわけですが、実際に結婚なされている方については7人いるということでのご説明もこの前したわけではありますが、こういう点で、定住的な部分の支給要件等を変えていくということで進めていきたいと考えております。以上です。

○議長

1番、横田善郎君。

○1番

それでは、ちょっと具体的にお伺いしますが、例えばこの条件の中で、具体例としまして、例えば4月に結婚しまして、あんまり縁起のいい話ではありませんが、離別したとか離婚したとか、そういった中で、また翌年の3月に結婚した人は年に2回対象になるのか、それともこれは件数等において、一生において何回でも申請対象となるのか、年齢的な制限がなく、60代、70代、例えば老後において特老等で、やはり老後を、2人で結婚しよう、一緒に住もうなんていう場合でもこれは対象になるのか、簡単で結構ですので、そういったことについても説明願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

これらについても第3条に出ております第1項のほうに、1年以上引き続き結婚した段階で住んでいただくという形、それから、議員が今ご質問の中の、年をとってということもありますが、これらについても、結婚した段階において柳津町に住所を置くということであれば、その方についても該当するという考え方を持って進めていきたいと考えております。以上です。

○議長

1番、横田善郎君。

○1番

そうしますと、住居要件以外はすべて当てはまるというふうに、対象だという判断でいい

わけですね。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

議員のおただしのとおり、住所要件等の考えで進めていきたいという考え方を持っております。以上です。（「了解しました」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

6番、小林 功君。

○6番

私はさらにちょっと具体的な質問になりますけれども、例えばお金の受給を受けてから何カ月以上在住していなければいけないとかという決まりがないのかどうか。例えば、受給した翌日に転居してしまったとかということがあった場合に、返還云々という規定はあるのかどうかお答えください。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

今回の条例関係の第7条の支給の返還の内容であります。これらについては、規則等でもこれから制定をしていくわけですが、その規則の中にも進めていきたいと。先ほど1番議員からも、前の頑張り子育てのほうもあったんですけども、滞納関係の支給要件も、これは今回もついておりますので、今回そういうふうな内容があれば、第7条で当該該当者について結婚祝い金の全額または一部を返還するというようなこともあり得るということで進めていきたいという考え方を持っております。これらについては規則で規定をするというような内容で進めていきたいと考えております。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長



これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号「柳津町結婚祝金の支給等に関する条例の改正について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第8、議案第11号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第11号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

今回の改正は、育児または介護を行う職員の配偶者の収入状況に変わりなく、職員は育児のために早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができるということで、育児とかそういったものについては、時間を制限して働く優位性を設けたということでありまし

て、この第2条第3項中の部分については項等の整理でございます。次の2項につきましては、育児休業に関する法律に伴う全文の改正でございます。

次の、第3条第1項中とあるのは、短時間の勤務の内容に、月曜日から金曜日の5日間の週休を設けるという内容でございます。

次の、第4条第2項中とありますが、これは4週ごとの勤務期間に8日の週休を設けるというような内容でございます。

次のページですが、次は、第8条第1項に次のただし書きを加える。次も、第8条第2項に次のただし書きを加えると。第8条の2なんです、これは育児または介護を行う職員の早出勤務の条項で、任命権者は早出勤務、そういうことをさせるための内容でございます。2項は前項の規定は介護をする職員にも準用する。3項は、前2項に規定するもののほか、勤務に関する必要な事項は町長が規則で定める。次の、第8条の3第1項中、これは職員の深夜勤務についての改正でございます。

次のページにいきまして、第8条の3第4項中、これは項の繰り下げであります。次の、第8条3項2項及びというのは、条項の繰り下げと、3項、4項の改正をするものでございます。次の2項ですが、第8条の3第1項に次の1項を加える。

最後になりますが、第10条第1項中とあるのは、これは条項の改正でございます。

裏のページにいきまして、第15条第2項中、「3月」を「6月」と改正する。これは連続する月を、3月を伸ばして6月と改めまして、これは勤務をしない1時間を減給するという改正の内容であります。

この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第11号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第9、議案第12号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第12号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、補足して説明を申し上げます。

この条例は、育児休業に関する法律の改正に伴いまして行うものでありまして、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができると、それを改正、並びに非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理でございまして、第1条中変わるのは、これは条項の整理であります。

第2条第2項に、次のように改めるということで、今までは「非常勤職員」とありましたが、今度は「育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と改めました。第2条の次に次の1条を加えるということ、第2条の2ということになりました。

あと、3条の見出しを、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情云々というふうに変更して、その次に3号と4号ということで、次の2項を加えるという内容でございます。

裏のページにいきまして、25ページですが、5条中とありますのは、この5条の条文の中身の改正であります。

次に、8条中とありますが、「第5条」を「第11条」に改めるという、条項を繰り下げるということで、以下は、第7条を第16条として、第6条を第15条として、新たに7条から14条まで規定を設けるものでございます。

これが続きまして、29ページをごらんください。

29ページにいきまして、これが14条まで追加される部分で、この条例は平成23年の4月1日から施行されるということでございます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第12号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休議をいたします。

再開を午後1時といたします。(午前11時55分)

○議長

それでは、議事を再開いたします。(午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第10、議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、特別職の追加等に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、補足して説明を申し上げます。

別表中であります、「有害鳥獣駆除隊長」というものがありました。4月からは「有害鳥獣捕獲隊長」と改めることとなります。別表に、日額でございますが、鳥獣被害防止対策協議会会長は「7,500円」、同委員は「7,000円」に改めるものでございます。

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

次に、日程第11、議案第14号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第14号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会勧告に基づき、通勤手当限度額の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

まず、第12条第2項中、「4万3,000円」を「4万5,800円」に改めるということですが、これは県の通勤手当が引き上げられることに伴いまして、限度額をこれを超えない範囲で支給するという条項でございます。

次に、第15条第6項中と以下ありますが、これは再任用の超過勤務の改正であります、主な概要は、再任用の職員が勤務時間の割り振りにより変更されて、1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合であっても、週当たり38時間45分に達する日まで、これは7.5時間になっておりますので5日間で38.45時間に達する日までの勤務については、条例3項の規定にかかわらず超過勤務の手当を支給しない旨の規定を追加したものでありまして、これは再任用の職員については、38.5時間に達しない限りはこれを適用しないということですので、柳津町については再任用の職員というのは今現在おりません。

附則ですが、この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第14号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、日程第12、議案第15号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第15号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、道路法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

第2条第1項につきましては、政令に合わせるための文言の整理であります。第2条第2項中、「第5号」を「第6号」とし、同項第4号中、「通路」の下に「及び駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場」を加え、同号を同項第5号とする。「同項第3号」を「同項第4号」として、同項第2号中、これは、日本鉄道建設公団から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に承継されたため、このような文言になっております。1項につきましては、道路占用の許可に係る施設として、被災者の居住の用に供する応急仮設住宅を追加しております。

第3条の第1項でございますが、これも政令に合わせるための文言の整理でございます。

別表でございますが、これは第2条関係ですが、これは町管理道路に係る占用料の額の改定でございます。

続きまして、40ページをお願いします。

別表備考7中、「第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動修理所について」を「第10号及び第11号に掲げる施設について」に改めるものでございます。

附則につきましては、やはり日本鉄道建設公団から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に承継されたため、このような内容になっております。

改正後の柳津町道路占用料徴収条例は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用期間に係る占用料の額については、なお従前の例によるものでございます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第15号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。



よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第13、議案第16号「柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第16号「柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、町営住宅の整備に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例、これは昨年柳ヶ丘の木造平屋建てを取り壊したため発生しております。

別表1、町営住宅中、「柳ヶ丘 柳津町大字柳津字井戸尻甲234番地 昭和39年 9」を削る。

別表2につきましては、現在建設中の3戸建ての住宅の分でございます。

町営住宅に次のように加える。「柳ヶ丘 柳津町大字柳津字井戸尻甲234番地 平成22年3」。

附則。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第16号「柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、日程第14、議案第17号「柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第17号「柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、町営住宅の整備に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例を補足して説明いたします。

この条例は、今年度建設中の3戸建ての住宅の家賃であります。

別表に次の用に加える。「柳ヶ丘 平成22年 4万円」。

この条例は、公布の日から施行するものです。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第17号「柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第15、議案第18号「柳津町社会教育指導員設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第18号「柳津町社会教育指導員設置条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、社会教育指導員の在任期間の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては公民館長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

公民館長。

○公民館長（登壇）

柳津町社会教育指導員設置条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

社会教育指導員の任期は1年でございまして、再任につきましては通算3年を限度しております。今回、このただし書きにございます通算3年を超えないものとするものを削除し、通算年数にかかわらず再任できるものとするものです。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行する。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号「柳津町社会教育指導員設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、日程第16、議案第19号「柳津町振興計画の策定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第19号「柳津町振興計画の策定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成23年度からの第5次振興計画の策定に伴い提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

柳津町振興計画の策定について、補足してご説明を申し上げます。

地方自治法第2条第4項の規定に基づき、柳津町振興計画を別紙のとおり策定するものであります。

地方自治法第2条第4項であります。市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないということで、基本構想部分について議会の議決を求めるものであります。

別紙であります。既に皆様と協議しておりますが、柳津町振興計画ということで、平成23年度から平成32年度までの10年間を目標とした長期構想として、本町の将来の姿を展望し、その実現に向けて基本的な考え方を策定するもので、まちづくりの主役である町民の皆さんの積極的な参加のもと、長期的な視点に立った町政の総合的かつ計画的な運営の指針となるものでありまして、その構想としまして、今回、初めに策定計画の意義、次に計画の構成と目標年次、次に町勢の概要といたしまして、町の位置・地勢・気候、交通、人口と世帯、就業構造、本町の主要課題、本町の特性、人口の見通し。次に、本町を取り巻く諸情勢ということで、時代の潮流的なものを載せております。まちづくりの基本方針としまして、将来像、基本政策を策定するものであります。

以下、別紙のとおりでございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号「柳津町振興計画の策定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第17、議案第20号「柳津町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題

といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第20号「柳津町過疎地域自立促進計画の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、過疎対策事業の事業内容、事業費の変更に伴い提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

柳津町過疎地域自立促進計画の変更について、補足してご説明を申し上げます。

49ページをお開きください。

過疎地域自立促進市町村計画ということで、今回変更の部分でございますが、事業名が過疎地域自立促進特別事業ということで、やないづ福満商品券事業を追加するものであります。

次のページをごらんください。

50ページであります。生活道路維持管理事業ということで、今回雇用対策基金条例を制定しましたので、この内容を盛り込んだものでございまして、下の下線部分でございますが、計画期間中並びに法失効後において、基金を活用し安定的に作業人夫を雇うことで、雇用の創出を図りつつ本事業の目的を達成するものでございます。

次に、51ページでございますが、子育て応援祝い金ということで、これも条例の制定を受けまして、子育て支援の一環として、出産時、小学校入学及び中学校に行くときに祝い金として支給するものでありまして、この部分を追加いたしました。

次のページでございますが、過疎地域自立促進市町村計画の参考資料ということでございますが、それに伴いまして、やないづ福満商品券事業ということで5年間で事業費が5,000万。次に過疎債ソフト分ということで基金積立分で総事業費5,000万。下にいきまして、子育て応援祝い金ということで概算事業費ということで2,500万でございます。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第20号「柳津町過疎地域自立促進計画の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第18、議案第21号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第21号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、西山東部辺地の計画内容の変更に伴い提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、補足してご説明を申し上げます。

56ページをお開きください。

平成22年度から24年までの3年間の計画でございますが、町道五疊敷大成沢線整備事業4,700万から今回変更する分は、下から5番目のスクールバス整備事業ということで、大峯線1台800万。次、一番下にいきまして、移動通信用鉄塔施設整備事業ということで、高森・四ツ谷エリアの、これはトラスト方式による鉄塔でございますが、これが5,828万8,000円、合計で2億2,928万8,000円でございます。

次に、公共的施設の総合整備計画の変更比較表でございますが、スクールバス整備事業については事業費は変わっておりませんが、特定財源で80万、一般財源で7,200万、そのうち起債対象の予定額として7,200万、あと移動通信用鉄塔施設整備事業ということで、新たに事業費ということで5,828万8,000円、特定財源で4,404万円、一般財源で1,424万8,000円、そのうち事業対象ということで1,420万円です。合計で事業費で6,628万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第21号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、日程第19、議案第41号「分収造林契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）



議案第41号「分収造林契約の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県林業公社との分収造林契約について、契約内容に変更が生じたため提案するものであります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

分収造林契約の変更について、社団法人福島県林業公社と分収造林変更契約を締結いたすものでございます。

1、変更する分収造林契約及び対象地。

(1) 原契約締結年月日、昭和48年4月16日。契約対象地、柳津町大字琵琶首字横曾根1026番地。

(2) 原契約締結年月日、平成2年10月4日。契約対象地、柳津町大字大成沢字博士1630番地1。

2、変更内容。

(1) 造林木の分収割合、「社団法人福島県林業公社100分の60、柳津町100分の40」を「社団法人福島県林業公社100分の80、柳津町100分の20」とするものでございます。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

6番、小林 功君。

○6番

それでは質問いたします。社団法人福島県林業公社、経営は非常に厳しく危機的な状況にあるというふうに聞いておりますが、この経営改革によって再生は可能なんだろうかどうかということ、町の認識をお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

福島県の林業公社、理事長には副知事になっているわけでありますが、これらについては鋭意努力しながら、これらの再生の中でこういった事業展開を見直しながらやっておりますので、先行きそういった状況で健全化に向けて努力しておりますので、全国的な国策としてやってきたものでありますが、それぞれの町村も大変苦勞しているわけでありますが、これらについて改善を図って健全な方向にしていくという姿勢が見られましたので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

この分収割合の見直しというのは、個人においても進められていると聞いておりますけれども、町が把握している範囲で結構ですので、個人の見直しの状況について教えていただきたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

個人の契約については、まだ私のほうでは把握しておりません。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

私が聞き及んでいるところによると、個人の見直しについてはほとんどされていないような状況にあるというふうに承知しておりますが、今の時点で町が先頭を切ってこういった見直しを図るという大きな理由は何なのか、答弁をお願いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

これについては、先ほども話がありましたけれども、今日までやってきたわけですが、我々にとっても個人を優先すべきだということでやってまいりました。他町村においては、

それぞれの分収の中で団体等が進んでいると、それに伴いまして個人ももう55%ほどいつている町村があるということでもあります。我々としてもそのような中で、特にこの分収に関しては地域が分散しております。その地区の皆さんにも理解いただいたということで、そのまま進めてまいりたいと、そのような意図からであります。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

他町村で分収の見直しを行っているというような、他町村の動向、わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

田村市、それから南会津町、現在美里町が進めておったわけなんですけれども、今回の地震で若干おくれるということで聞いております。

なお、私の答弁で不足な部分がありますので、もう一度確認しまして議員のほうに報告いたしたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

3番、羽賀 弘君。

○3番

当町と林業公社の分収割合が100分の80と100分の20ということで、8対2という割合のようなんですけれども、他町村の一般行政のほうの割合はどのような形になっているのかお聞きいたします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

地方自治体との契約は100分の10でございます。柳津町につきましては、町の持ち分の中に地区の財産もありましたので100分の20となっております。それは共通しております。

○議長

よろしいですか。（「わかりました」の声あり）

ほかにごいませんか。

1番、横田善郎君。

○1番

この100分の20の改定条件としては、地元の改定を、地元の負担比率を変えることが条件なのかどうかお尋ねします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

財産区とか個人のもが入っていた場合が100分の20となります。

○議長

横田善郎君。

○1番

改定率を、今の場合ですと、具体的に言いますと、西山との負担比率が15%、それを30%に変えることが条件なのかということをお尋ねしたかったのです。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

西山の厚生会、それから地区、それは条件にはなっておりません。

○議長

ほかにごいませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第41号「分収造林契約の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第20、議案第42号「財産に関する議定書に基づく附属文書の確認事項の変更について」を議題といたしますが、地方自治法第117条の規定により、荒明正一君及び鈴木吉信君の退席を求めます。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第42号「財産に関する議定書に基づく附属文書の確認事項の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県林業公社との分収造林契約の変更に伴い、議定書内容を変更するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

財産に関する議定書に基づく附属文書の確認事項の変更について、補足して説明申し上げます。

昭和50年11月6日柳津町町長と社団法人西山厚生会長の間で確認した合併に伴う財産に関する議定書の附属文書を下記のとおり変更したいので、今回提案するものでございます。

1、変更する議定書の附属文書の内容。

議定書に定めている附属文書のうち、町村合併後において人口造林した下記の公社造林地について、町取得金の交付率「15%」を「30%」に変更する。

2、変更する分収造林契約及び対象地。

(1) 原契約締結年月日、昭和48年4月16日。契約対象地、柳津町大字琵琶首字横曾根1026番地。

(2) 原契約締結年月日、平成2年10月4日。契約対象地、柳津町大字大成沢字博士1630番地1でございます。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

1番、横田善郎君。

○1番

西山厚生会との議定書の改定については、私は明確に反対します。といいますのは、これにつきましては、これは一つのやはり災難だと思うんです。この公社との関係、町にとっては、もちろん損失をこうむるということの中で、ひとしく町民が、町がひとしく損害をこうむるのが筋だと思うのですが、これはわざわざこの改定をしてまで西山地域の4分6分のままだに置くということが前提になっているわけなんです。これは……。

○議長

議員、今は質疑ですから、（「意見でないですか」の声あり）あくまでも質疑の時間であって、反対を表明すると、それは討論でやっていただくことになりますので、（「そうですか。わかりました」の声あり）あくまでも今は質疑ということで。（「私は反対ということだけを意見として申し上げます」の声あり）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

それでは、これで質疑を終わります。

異議がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番、横田善郎君。

○1番

これについては今までも何度か申し上げてきた経過がございますが、今言ったように、町民がこうむった災害等であれば、やはりひとしく町民が一同に損失をこうむるのが筋だと思うのですが、これは今わざわざこの議定書を改定してまで4分6分の状態のままに西山地域

の利益を守るということに対しては、非常に私は問題があると思うのです。といたしますのは、一つはこの後、今質問にもありましたが、個人等にも入ってくるわけで、これも恐らく今八二の割合で進めているということで、個人についても大きな4分6分が八二に、これを進めているわけですからならざるを得ないのかと、反対する人も当然いると思うんですが、一応筋としては八二が筋なんです。であるならば、町も八二だと。そしてなぜこの町の議定書を改定してまで、この二つの公社に関する分だけ、町の損失をこうむってまで、率を下げたまで、4分6分のままの状態、無傷のまま置く必要があるのか。なおかつこの地区については町が受け取る14の部分についても町全体の公社からの配分になると思いますので、それを足しますと、この地域は4分6分でさらに上乘せになる。理屈上はそうなるのではないのでしょうか。結局4分6分はそのままの率で今改定していると。

さらに、これが問題になりますのは、町が地域と分収契約をしているところはもっといっぱいあると思うんです。この何らかの折に、地域の利益を優先して町の利益を減らす、町が損害を優先させるというような悪例にもなりかねないと思うのですが、そういった面から、こういったものについては15%のままで、私は町が受け取る15%のままで改定する必要はないと思いますので、この改定案に反対します。

○議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、羽賀 弘君。

○3番

見解の相違というか、解釈の仕方だと思うのですが、例えば先ほど答弁にあったように、本来の市町村行政は1対9の割合であると、そんな1の中で厚生会とのかかわりなんですけれども、その中のまた15%と85%という割合で収益を得ようという約束事があったわけですね。それを分けて考えた場合、その85%分の柳津町分のとり分は本来であれば10%、厚生会のとり分は、民間としてみなしていますので、15%については公社側としては20%。そういう観点からすると、計算してみると、公社側が町側に配慮して、本来だったら分けて町に、町の割合は10%、厚生会のほうは20%というふうな、15%、85%の持ち分ごとに配分してもよかったのを、町全体として20%ということで配慮しているものと思いますので、前議案、41号議案、皆さん賛成ということなので、これは受け入れるべきだと思います。

○議長

ほかに、原案に反対の討論はございませんか。

6番、小林 功君。

○6番

私はあくまで前議案の41号とは切り離して、これは町の内部的なものであります。社団法人西山厚生会の交付率を上げていくということは、団体に属する町民の利益を守ることにはなりますけれども、反面、これによって、そこに属さない他の町民の利益を害するということになります。このように、町民の公平性に欠くことになる議案については、私は反対をいたします。

○議長

次に、原案に賛成の討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長

なければこれで討論を終わります。

これより採決に入ります。

採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決定するに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長

ありがとうございました。お座りください。

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休議をいたします。(午後1時50分)

○議長

議事を再開いたします。(午後1時51分)

◇

◇

◇

○議長

答弁漏れがございましたので、答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、他町村の変更の議決状況というか、現在の状況を答弁いたします。



会津美里町。民有林の造林が50%以上になっており、3月の定例会に提案の予定です。

喜多方市。2地区の財産区があり、いずれも同意をもらっており、3月定例議会に提案予定です。

西会津町。財産区から同意をもらい3月定例議会に提案する予定です。

金山町。3月定例会に提案するため、現在財産区と交渉中です。

猪苗代町。1カ所の財産区については10月に議決が終わっております。2カ所については3月の定例議会に提案する予定です。

以上です。



○議長

次に、日程第21、議案第43号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第43号「指定管理者の指定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、高森地区集会所について、指定管理者をもって管理運営を行うために提案するものであります。

なお、詳細につきましては公民館長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

公民館長。

○公民館長（登壇）

それでは、指定管理者につきまして、補足して説明いたします。

高森地区集会所につきましては、町が指定管理者に建物を無償で貸し出し、その後の管理運営につきましては指定管理者において行うということになります。

施設の名称が高森地区集会所。今回の指定管理者の団体の名称が高森区長菊地 進。指定の期間、平成23年4月1日から28年3月31日。

なお、この指定管理者との契約につきましては、建物が完成した時点で指定管理者と協議をいたしまして、期間を定めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第43号「指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、日程第23、議員提出議案第1号「保育制度改革に関する意見書の提出について」を議題といたします。

本案については、内容を具備していますので提案者の説明を省略し、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、日程第24、「議会改革特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長から、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、調査終了までの間、議会閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、調査終了までの間、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

本議会の各常任委員会は、4月から5月に所管事務調査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、ただいまのとおり決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、お諮りいたします。

町長から、議案第44号「平成22年度柳津町一般会計補正予算」についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第44号「平成22年度柳津町一般会計補正予算」についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第1、議案第44号「平成22年度柳津町一般会計補正予算」についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第44号「平成22年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳出予算の補正であります。

よろしく申し上げます。

なお、詳細につきましては総務課長より説明申し上げます。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

平成22年度柳津町一般会計補正予算について、補足してご説明を申し上げます。

支出の補正であります。補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものでございます。繰越明許費の補正であります。繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許補正」によるものでございます。

3ページをごらんください。

繰越明許補正でございますが、教育費の社会教育費、高森集会所建設事業費ということで1,459万5,000円。合計で2億3,308万6,000円でございます。これにつきましては、このたびの地震の影響によりまして物流に乱れが生じておりますので、繰越明許をするものでございます。

5ページをお開きください。

歳出の補正でございますが、まず総務費、財産管理費、需用費で42万円でございますが、これはこのたびの地震によりまして町民センターの水道管が故障しましたので、その分の補正でございます。

次に民生費、災害救助費の災害給付でございますが、補正額300万円。これは委託料として、地震避難者受け入れの委託料ということで、これは避難所の費用でございます。

消防費の防災費ということで補正額、需用費で200万円ですが、これは炊き出し等による費用の補正でございます。

予備費ということで542万円の減でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

1 番、横田善郎君。

○1 番

1 点お尋ねします。5 ページの地震の避難者の受け入れの委託料300万とありますが、これは、委託先は振興公社と社会福祉協議会ということでよろしいでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

委託先がせいざん荘と銀山荘ということで指定しておりますので、今議員の言うとおりでございます。

○議長

ほかにございませんか。

1 番、横田善郎君。

○1 番

委託経費にかかわる経費については、収入のほうは一切見ておられないみたいですが、予備費から充当しているみたいですが、この経費については何カ所の補てんがあるんでしょうか。今わかる範囲で結構ですでお聞かせください。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

今回の災害によりまして、今現在で、県からの概要でございますが、初めに炊き出しの支援をした際に、炊き出し等の賄い材料、そういったものには県の何らかの支援をしたいというようなことがございますが、今の避難所の分については、県のほうも今災害本部でやっておりまして、そういった避難所の経費についてはまだ県のほうから今のところそういった内容は来ておりませんが、炊き出しの分については何らかの支援をしたいというようなことで県から報告を受けております。

○議長

1 番、横田善郎君。

○1 番

受け入れることによって、極力町民の、利用者のサービス低下をしていかないようにと、それから個人的な負担が余り増加することも避けていただきたいと思うのですが、まだもう一つ、逆にボランティア的なものについても相当取り上げていただきたい。こういう委託にするのもいいのですが、先ほども申しましたが、やはりある程度の町の広がりを持った受け入れも検討していただきたいと思います。以上です。

○議長

答弁はいいですか。（「はい、いいです。答弁あれば」の声あり）

総務課長。

○総務課長

町といたしましても、今回災害対策本部の協力本部ということで設置しておりまして、今回の被災につきましても、柳津町も受け入れるというようなことで進めております。

今議員がお話しされたように、そういったことで、町といたしましては被災者の方をなるべく受け入れますが、地元の住民のそういったサービス低下にならないように、またボランティア等も計画しておりますが、何せこの避難がいつまで続くかというのは、いまだに不明でございますが、そういったことも、県のほうからも情報を入れておくようにして、なるべく町民の方にはそんなに支障のないようにということで極力努力をしてみたいと思っております。

○議長

よろしいですか。

◇

◇

◇

○議長

ここでおわびを申し上げます。

日程第 2 2、報告第 1 号「専決処分の報告について」が漏れておりましたので、ここでお諮りいたします。

日程第 2 2、報告第 1 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第1号「専決処分の報告について」、別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び規約の変更について専決処分を行ったものであり、地方自治法の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

専決処分について、私のほうから補足して報告をいたします。

62ページをごらんください。

これは福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更でございまして、平成23年3月31日をもって、市町村総合事務組合から福島地方行政組合を脱退させて、福島県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することで、これが脱会するためのものがございます。

2条につきましては、文言の改正でございます。

5条につきましては、これは議員定数ですが、脱会になりまして少なくなりますので、議員定数を20名から16名に改めるということと、下がその文言の改正で、「地方町村会長の職にある者 12人」を「町村長の職にある者の互選による者 9人」に改める、同項中の「4人」を「3人」に改めるということで4人減っておりますので、ここで4人が減ることとでございます。

あとは以下文言の改正であります。主な内容は、管理者及び副管理者の規定を改めるものでございます。

附則でございしますが、この規約は知事の許可のあった日から施行し、施行後の福島県市町村総合事務組合規約の規定は、平成23年6月1日から適用する。ただし、組合規約別表第1及び別表第2の規定は、平成23年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。



◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

以上をもって本定例会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成23年第1回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議まことにご苦労さまでした。(午後2時05分)



会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 田 崎 為 浩

同 議員 小 林 功

同 議員 荒 明 正 一

同 議員 伊 藤 毅

